



第8期

日高市高齢者福祉計画

介護保険事業計画

【令和3(2021)年度～令和5(2023)年度】

日高市マスコットキャラクター
「くりっかー・くりっぴー」

計画策定の趣旨

全国の介護サービス利用者は平成12年度の介護保険制度創設時の3倍を超えており、介護サービス提供事業者数も着実に増加し、介護が必要な高齢者の支えとして定着しています。同時に、健康づくりや介護予防に対する高齢者の関心の高まりとともに、高齢者施策に対する期待が高まっています。

本市では、介護保険制度開始以降、7期にわたって高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、その推進に当たってきました。

本市の高齢者人口は増加しており、令和2年の高齢化率は32.9%となっています。

また、高齢者の中でも65歳以上74歳以下の前期高齢者は減少しているのに対し、75歳以上の後期高齢者が増加しており、高齢者人口の状況も変化してきています。

高齢者を取り巻く地域の特性や課題を踏まえ、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7年、及び「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22年を見据えた、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組をより一層推進していくため、「第8期日高市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

計画の位置付け

- 高齢者福祉全般にわたる計画である「老人福祉計画(老人福祉法第20条の8の規定に基づく法定計画)」と介護保険事業の円滑な運営を図るための「介護保険事業計画(介護保険法第117条の規定に基づく法定計画)」を一体化して策定するものです。
- 国の基本指針や県の関連計画(高齢者支援計画、医療計画等)と整合性を図るとともに、「第6次日高市総合計画」及び福祉分野の包括的な計画となる「第3次日高市地域福祉計画」を上位計画として位置付け、障がい福祉計画、健康増進計画等の関連計画と調和のとれた計画とします。
- 認知症などをはじめとした判断力が十分でない高齢者等の権利を守るため、成年後見制度の利用促進を目的とした「日高市成年後見制度利用促進基本計画(成年後見制度利用促進法第14条第1項に基づく法定計画)」を包含した内容とします。

日高市総合計画

日高市地域福祉計画

日高市高齢者福祉計画 介護保険事業計画

日高市子ども・子育て支援事業計画
次世代育成支援行動計画

日高市障がい者計画・障がい福祉計画
日高市障がい児福祉計画

関連行政計画

日高市国民健康保険保健事業実施計画
(データヘルス計画)

日高市国民健康保険特定健康診査等
実施計画

日高市健康増進計画
日高市食育推進計画

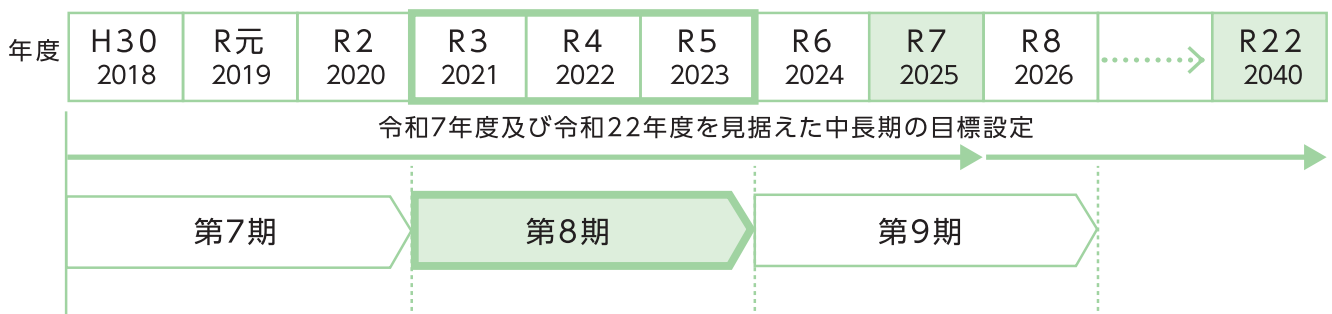
日高市自殺対策計画

国の基本方針
県の関連計画

ほか

計画の期間

- 令和3年度から令和5年度までの3年間とします。
- 団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)、及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年(2040年)を見据えた中長期的な視点を持つものであるとともに、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し・改善を図るものとします。



地域共生社会とは

高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会

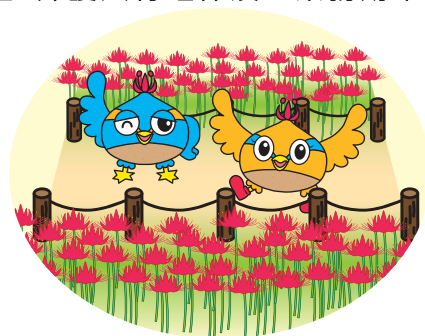


高齢者の自立と尊厳を支えるケアを実現するため、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築を目指し、介護給付等対象サービスの充実、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実などの取組を進めてきました。

地域包括ケアシステムは、今後の一層の高齢化により、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となることから、更に深化させていくことが必要です。

地域共生社会の実現に向けて、地域住民と行政の協働、公的な支援により、地域や個人が抱える生活課題を解決していく「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制の整備が求められています。

令和2年の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律52号）」では、令和22年を見据え、地域共生社会の実現を目指し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人の創設など社会福祉法等に基づく社会福祉基盤の整備と介護保険制度の一体的な見直しが行われています。地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで、地域共生社会の実現を図ることが必要になっています。



計画の基本的な考え方

基本理念

支え合い、生きがいを持って 共に健やかに暮らせるまち

本市では、高齢者の暮らしを支援し、生涯にわたって活動できる場を確保するとともに、地域の活動に積極的に参加できるような社会参加と生きがいづくりに取り組んでいます。

また、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進めています。

今後も、地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、地域特性に配慮した、きめ細かで多様な施策を進めていくため、地域での支え合いと高齢者の積極的な社会参加を基本とした総合的な高齢者福祉施策を推進する必要があります。

このようなことから、計画の基本理念を「支え合い、生きがいを持って共に健やかに暮らせるまち」と定め、計画を推進します。

基本目標（指標）

目標① 老後の不安解消に努めます。

目標② 高齢者の健康づくりを支援します。

目標③ 高齢者に関する相談に適切に応じます。

目標④ 高齢者が必要とする介護サービスを適切に提供します。

指標名	単位	現状値	目標値	
		令和元年度	令和5年度	令和7年度 (総合計画)
指標① 老後に不安を感じている人の割合	%	69.9	66.6	65.0
指標② 健康シニア褒賞の受賞者数	人	37	43	46
指標③ 高齢者に関する相談件数	件	6,702	6,767	6,800
指標④ 介護サービス利用率	%	79.8	82.7	84.2

基本理念

支え合い、生きがいを持って共に健やかに暮らせるまち

基本方針

基本方針 1 福祉事業の推進

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、一人一人に合ったきめ細かな在宅福祉サービスを提供します。

また、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施します。

基本方針 2 介護保険事業の推進

介護が必要となった人が介護保険サービスを利用し、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険サービス等の充実と安定的な提供体制を促進します。

また、介護が必要な状態になる前からの介護予防事業を実施し、地域包括ケアシステムの構築に向けて、認知症施策や在宅医療・介護連携を推進します。

基本方針 3 長寿の暮らしの実現

高齢者が心身共に健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、アクティブシニアをはじめとして全ての高齢者の生きがいづくりや社会参加活動を促進します。

また、高齢者の移動手段の確保や防犯、防災対策を含め、安心・安全で快適な生活環境づくりに努めます。

さらに、高齢者への虐待防止、権利擁護の推進に努め、高齢者が安心して暮らせるまちづくりを進めます。

施策の展開

①在宅高齢者支援事業の推進

①予防給付

②介護給付

③地域支援事業

④市町村特別給付

⑤第1号被保険者保険料の算定

⑥地域密着型(介護予防)サービスの整備方針

⑦介護人材の確保

⑧サービス提供体制の強化

①生きがいづくり活動の推進

②生活環境の充実

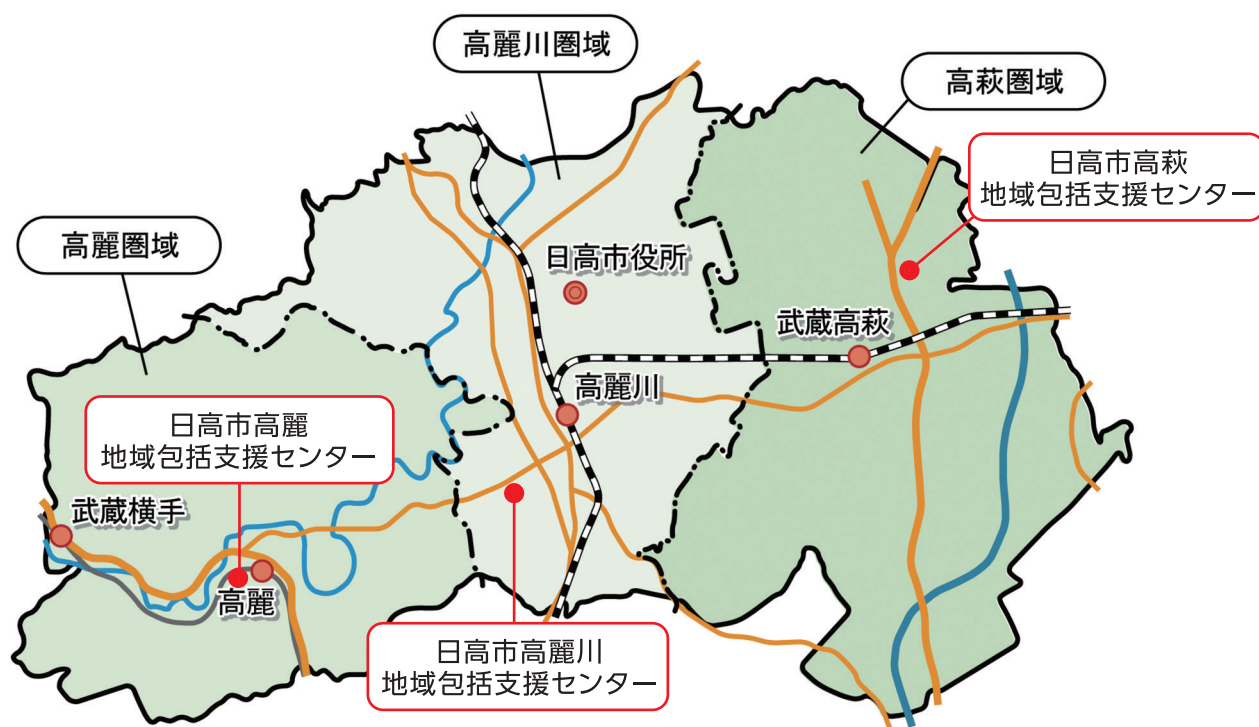
③虐待防止と権利擁護の推進

④相談支援体制の充実

日常生活圏域

全ての高齢者が住み慣れた地域(日常生活圏域)で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じた日常生活圏域を設定しています。

日常生活圏域は第7期計画に引き続き3圏域とし、圏域ごとに地域包括支援センターを設置します。



圏域	行政区	地域包括支援センター
高麗圏域	横手、久保(高麗)、台、こま武蔵台、横手台、高麗本郷、日向、元宿、清流、上高岡、下高岡、新堀(高麗)、栗坪、梅原、栗原	日高市高麗 地域包括支援センター (高齢者サポートセンター 武蔵台内)
高麗川圏域	楡木、新堀(高麗川)、四本木、野々宮、猿田、上鹿山、高麗川、宮ヶ谷戸、平沢上組、馬金、平沢中組、山根、川端、芝ヶ谷戸、久保(高麗川)、田波目、新宿(高麗川)、旭ヶ丘、原宿、鹿山上、鹿山下、中鹿山、下鹿山、太平洋セメント社宅、市営住宅、東急こまがわ1、東急こまがわ2、東急こまがわ3、東急こまがわ4、こま川団地1、こま川団地2、こま川団地3、県営鹿山団地、鹿山ハイツ、ガーデンパーク	日高市高麗川 地域包括支援センター (日高市総合福祉センター 「高麗の郷」内)
高萩圏域	高萩1、高萩2、高萩3、別所、谷津、宮前、下高萩、下大谷沢、高富、田木、馬引沢、大谷沢、中沢、向郷、女影上組、女影本村、高萩団地、天神、女影北口、高萩北、旭ヶ丘1、旭ヶ丘2、駒寺、栄新田、森高、高萩新宿、日高団地、日高台、むさし野団地、相原	日高市高萩 地域包括支援センター

第1号被保険者保険料

■標準給付見込額

単位:千円

年度 項 目	第8期				令和7年度	令和22年度
	合 計	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
標準給付費見込額	12,457,696	3,962,122	4,135,815	4,359,758	4,732,198	6,029,910
総給付費	11,819,803	3,751,706	3,927,184	4,140,913	4,499,674	5,729,058
特定入所者介護サービス費等 給付額(財政影響額調整後)	335,972	114,057	108,306	113,608	123,762	162,539
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	263,517	84,181	87,522	91,813	95,843	120,518
高額医療合算介護サービス費等 給付額	31,198	9,894	10,400	10,903	10,173	14,014
算定対象審査支払手数料	7,205	2,283	2,401	2,519	2,744	3,781

■地域支援事業費

単位:千円

年度 項 目	第8期				令和7年度	令和22年度
	合 計	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
地域支援事業費	660,372	216,748	220,090	223,533	236,746	302,014
介護予防・日常生活支援総合 事業費	344,406	111,426	114,768	118,211	125,304	190,572
包括的支援事業(地域包括支援 センターの運営)及び任意事業費	224,781	74,927	74,927	74,927	81,047	81,047
包括的支援事業 (社会保障充実分)	91,185	30,395	30,395	30,395	30,395	30,395

■市町村特別給付

単位:千円

年度 項 目	第8期				令和7年度	令和22年度
	合 計	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
市町村特別給付	18,360	6,120	6,120	6,120	6,120	6,120

■保険料基準額(月額)

令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者の保険料基準月額は、4,700円となります。

項 目	第7期 平成30～令和2年度	第8期 令和3～5年度	令和7年度 (見込)	令和22年度 (見込)
保険料基準額	4,700円	4,700円	5,520円	6,759円

計画の推進

関係機関との連携

- 高齢者一人一人の状況に応じて必要なサービスが総合的に提供できるよう、保健・医療・福祉に関わる行政機関内の連携とともに、医療機関やサービス提供事業所、行政との連携強化を図ります。
- 医師会、歯科医師会等との連携・調整を進めます。
- 国や県等との連携を図りながら、計画を推進します。

地域包括支援センターの事業評価の実施

- 地域包括支援センター等運営協議会において、前年度の事業報告書によるほか、運営に必要な基準により、定期的に又は必要な時に、事業内容を評価します。
- 地域包括支援センターの体制整備等の充実を図るため、市は定期的又は必要な時に、業務に関して必要な基準により事業評価を行います。

情報提供の充実

- 市役所の相談窓口や地域包括支援センターにおいては、高齢者福祉や介護保険制度の内容、サービスの利用方法などについて、分かりやすい情報提供及び相談に努めます。

苦情相談体制

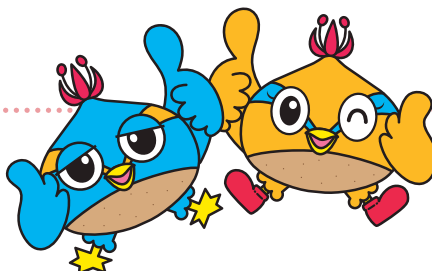
- 高齢者が福祉サービスや介護保険を利用するための支援や情報提供等、様々な疑問や要介護認定に対する不満・制度運営上の苦情等に総合的な対応を行い、サービス利用者に配慮した取組を推進します。

保険者機能強化推進交付金等の活用

- 保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金の活用により、高齢者の自立支援、要介護状態の重度化防止等に関する取組を推進します。

進化管理

- 保険者機能強化推進交付金等の評価指標を活用して、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)のPDCAサイクルにおいて推進状況を明らかにし、高齢者福祉施策に反映させていきます。



発行年／令和3年3月

発行／日高市

〒350-1292 埼玉県日高市大字南平沢1020番地

TEL 042-989-2111 (代表)